

社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会

令和 5 年度事業計画

(実施期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

目 次

第1章

第1節	法人理念と事業の推進目標	2
-----	--------------	---

第2節	芦屋市の地域福祉を取り巻く社会情勢	4
-----	-------------------	---

第2章

第1節	推進目標1	5
-----	-------	---

第2節	推進目標2	10
-----	-------	----

第3節	推進目標3	15
-----	-------	----

第4節	推進目標4	20
-----	-------	----

第1章

第1節 法人の理念と事業の推進目標

芦屋市社会福祉協議会（以下「芦屋市社協」という）は、令和2年7月に全国社会福祉協議会が策定した「市区町村社協経営指針」における【使命】・【経営理念】・【基本方針】を踏まえるとともに、芦屋市社協が令和4年度からの5か年間で進める「第8次地域福祉推進計画」の達成すべき4つの推進目標と具体的にに取り組む活動展開のための12のアクション項目に沿って、単年度ごとに事業計画を策定します。

【使命】

芦屋市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

【経営理念】

芦屋市社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開します。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

【基本方針】

芦屋市社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

（全国社会福祉協議会 市区町村社協経営指針 令和2年7月抜粋）

○第8次地域福祉推進計画の推進目標と具体的活動展開のための12のアクション項目

【推進目標1】 地域福祉活動推進のための地域活動の充実と地域づくりに取り組みます （地域づくり支援）	【アクション1】 重点 地区福祉委員会の活動や自治会等との連携による小地域福祉活動やまちづくりについての話し合う場を通じた計画づくり
	【アクション2】 地域住民、社会福祉法人、学校園等、民間事業者、生活協同組合、NPO等が地域福祉とつながる取組
	【アクション3】 災害に備えたネットワークづくり
【推進目標2】 共生のまちづくりをめざし、参加の場をつくります （参加支援）	【アクション4】 重点 世代や属性を超えてさまざまな目的や役割で参加できる機会の創出
	【アクション5】 人と人、人と場所のつながる仕組みづくり
	【アクション6】 社会福祉法人や介護サービス提供事業所の強みを活かした参加の場づくりの取組
【推進目標3】 相談支援体制の強化を推進します （包括的相談支援）	【アクション7】 重点 関係機関等のアウトリーチを含めたより密に連携できる相談支援体制の構築
	【アクション8】 専門職と地域との連携による相談支援体制の強化
	【アクション9】 相談支援から参加支援につなぐための情報共有と連携の仕組みづくり
【推進目標4】 地域福祉を推進するための社会福祉協議会の体制を強化します	【アクション10】 重点 地域共生社会の実現を目指した地域福祉人材の育成・確保
	【アクション11】 誰ひとり取り残さないための社協サービスの質の向上と地域福祉との連携
	【アクション12】 社協の組織基盤の強化

第2節 芦屋市の地域福祉を取り巻く社会情勢

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、家族機能の変化、価値観の多様化などさまざまな要因と、地縁、血縁、社縁といった地域コミュニティにおける支え合いの機能が低下したことにより、生きづらさ、暮らしにくさの課題を抱える人が増えています。

具体的には、認知症家族の介護や老々介護、子育てと親の介護のダブルケア、80代の親が50代の引きこもりの子どもと同居する8050問題、介護を必要とする親をケアするヤングケアラーや子どもの貧困の問題、権利行使が適切にできない高齢者や障がいのある人への虐待など、課題が複雑化、複合化することで、生活課題はさらに深刻化しています。こうした問題は、地域社会からの孤立が背景ともなっています。これらの課題に対して、国や地方自治体によって整備されてきた分野別（高齢、障がい、児童等）の公的支援や既存の制度では対応が難しく、制度の狭間を生む問題にもなっています。

全国各地では地震や豪雨などの大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症という新たな災害により、より多くの人々にさまざまな影響を与えるとともに、人と人とのつながりを継続することが難しい状況にもなっています。

特に、近年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、人々の暮らしは大きく変化しました。コロナ禍により、若年層、自営業者、ひとり親世帯、外国人など多様な世帯層が支援対象となり、今までの制度や支援内容では対応できない事態となりました。そのような中、社会福祉協議会の役割は大きく、関係機関や行政と連携を取り、新たな生活課題や社会的孤立の解消に取り組む必要があります。

令和5年度は、「第8次地域福祉推進計画」の2年目となります。推進計画の目的を達成するため、令和5年度事業計画は各項目について取組目標を作成し、活動計画としての性格を持たせています。

令和4年度からは「重層的支援体制整備事業」を受託し、「包括的な相談支援」、「地域づくり支援」、「参加支援」を計画の中の推進目標に位置づけながら、3つの支援を一体的かつ創意工夫による取組につなげるために具体的活動項目を立てることとしました。

地域社会の変容と直面する課題に対して、地域住民をはじめ、地域組織、団体や事業者、社会福祉法人、学校園、関係機関等が自分たちの問題として受け止め、それぞれの強みや特性を活かし、連携・協働による課題の解決に取り組んでまいります。5年後、10年後の安心・安全に暮らせる芦屋のまちを見据えて事業を展開してまいります。

第2章 事業計画

令和5年度事業計画は、第8次地域福祉推進計画（令和4年度～令和8年度）の目的達成のため、活動計画として位置付けています。主に、「新たに取り組む項目」、「拡充が必要と考えている項目」について記載しています。活動計画の詳細については「資料編」として別途作成しています。

第1節

【推進目標1】 地域福祉活動推進のための地域活動の充実と地域づくりに取り組みます（地域づくり支援）

【令和5年度活動趣旨】

令和4年12月、福祉推進委員と民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。新たな市民が地域福祉の担い手として参画する中で、つながりづくりとお互いの支え合いという小地域福祉活動の原則に基づき、地域福祉活動がより充実するように運営支援に取り組みます。

地域福祉活動を支えてきた自治会をはじめとする地縁型組織や新たな生活課題に取り組もうとするテーマ型組織の連携と協働を目指し、生活支援体制整備事業の取組を推進します。

また、包括的な支援体制の構築を進めることで、地域共生社会の実現を目的に、重層的支援体制整備事業を主軸として、「地域づくり」、「属性を問わない参加支援」、「多機関協働による相談支援」に取り組みます。

【アクション1】 **重点**

地区福祉委員会の活動や自治会等との連携による小地域福祉活動やまちづくりについての話し合う場を通じた計画づくり

1-① 地区活動計画策定の推進

○地区活動計画策定のために地域の組織・団体へ理解と協力を得ながら段階的に地区活動計画の策定に着手します

○地区活動計画の策定に向け、既存の小地域福祉ブロック会議等を活かし、地域住民や保健医療福祉の専門職が話し合う場を設置します

○計画づくりに必要な手引きづくり等の準備に社協の全職員が協力して取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地区福祉委員会3役会設置の推進と運営支援	新規	・市内9地区に設置している、福祉推進委員、民生委員・児童委員による地区福祉委員会運営のため、3役会の設置を進め、地区担当ワーカーと地域支え合い推進員の参画による継続的協議、運営に関する支援に取り組む。
地区福祉委員会のさらなる活性化協議	拡充	・委員活動の見直し(例:対象者)をしながら、「目標」を達成するための「活動」として再整備を進める。 ・「地区委員会活動計画」として言語化することで目標を明確化する。
委員活動へのフィードバック、情報共有	拡充	・地区担当ワーカーと地域支え合い推進員が委員活動の意義や意味、住民の感謝の声等を、地区福祉委員会メンバーに積極的にフィードバックや情報共有することで活動の必要性やモチベーションの維持に取り組む。

1-② 地区ごとの活動や話し合いの場の充実

○ “学ぶ・つながる・支え合う”の小地域福祉活動の原則に基づき、地区福祉委員会等の活動支援を進めます

○ 自治会等のまちづくりの活動と連携することで、共生のまちづくりに取り組みます

○ 地区活動計画策定の機会等を通じて、小地域福祉ブロック会議の体制を見直し、小学校区単位で、さまざまな興味や関心を持った人たちが話し合う出入り自由の場づくりに取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地域の話し合いの場づくり	新規	・既存の会議体の活用及び興味・関心のあるテーマに基づいた話し合いの場が活発になるよう取り組みを進める。

地区活動計画の策定準備	新規	・地域でのプラットフォーム型会議の試行的実施に取り組む。 ・それを通して、将来的に地区活動計画策定のガイドラインを作成できるように活動の積み上げをする。 ・地区委員会活動計画をブラッシュアップしながら地区活動計画を策定する。
地域づくり・地域福祉のネットワーク化（芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画（４））	新規	・地区担当ワーカーと地域支え合い推進員の協働により、新たなデザインによるプラットフォーム型会議を複数年、試行的に実施する。 ・その中で地域発信型ネットワークのあり方を検討する。

【アクション２】

地域住民、社会福祉法人、学校園等、民間事業者、生活協同組合、ＮＰＯ等が地域福祉とつながる取組

2-① 福祉学習の充実

○ 福祉の担い手の裾野が広がるように学校園等や、地域住民向けなど全世代に向けた福祉学習を体系的に整備し、学習の機会を確保します

○ 保健医療福祉の専門職がもつ知識・技術・情報を活かして福祉学習プログラムを開発します

○ 情報発信を通して、地域住民や事業者が地域福祉とつながる取組を進めます

令和５年度取組項目	方向性	取組内容
学校園や地域住民と福祉理解のための福祉学習に取り組む 新たな福祉学習プログラムの開発	拡充	・福祉学習内容の充実に取り組むとともに未実施の学校園への働きかけを行う。 ・民生委員・児童委員、福祉推進委員等地域住民への参加協力を促し、新たな福祉学習プログラムの開発にも取り組む。 ・赤い羽根共同募金を活用した福祉学習助成の実施を継続する。

当事者（家族）団体との協働や地域住民への啓発活動	新規	当事者（家族）団体や関係機関と協働し、「知的障がい」や「発達障がい」の特性や対応方法を学生や地域住民に周知啓発する。
地域の勉強会や福祉学習の充実	新規	・従来のプログラムをもとに、地域住民や全世代に向けた新たな福祉学習プログラムの検討や開発を行う。 ・地域の勉強会や教育機関の福祉学習に専門職の知識や技術、情報を活かす活動の実施に向けてプログラムの検討を行う。

2-② 多様な主体の活動の推進

○ 事業者ネットワークを活用した見まもり活動を推進し、市内の事業者、企業が地域福祉とつながる機会を作ります

○ ほっとかへんネットあしや（社会福祉法人連絡協議会）を通じて、市内社会福祉法人の連携による地域福祉課題解決のための地域貢献活動を推進します

○ さまざまな興味・関心をもつ市民活動と地域福祉の融合を図るため、市民活動センターとの連携を進めます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地域みまもりネットワークの充実と「興味・関心からはじまる地域づくり」に向けた協議の場づくり	新規	・地域見まもりネットワーク登録事業所の実態把握（フィールドワーク）によって得た情報の集約と地域住民へ発信するツールを開発・発行する。 ・地域見まもりネットワーク登録事業所間の相互連携強化、啓発を目的とした情報発信及びネットワークづくりを検討する。 ・フィールドワークから得た情報をもとに、新たな活動の創出に向けた試行的取組を実施する。 ・「興味・関心からはじまる地域づくり」に向けた、地域におけるプラットフォーム型会議の試行的に実施する。

【アクション3】

災害に備えたネットワークづくり

3-① 災害ボランティア活動の充実

○ 災害ボランティアセンターの設置運営について、行政や市民活動センター、他団体等と連携しながら体制づくりを進めます

○ 災害ボランティア講座とボランティア登録を進め、地域で災害ボランティア活動の人材育成に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
災害ボランティアセンター運営の見直しのため、マニュアルの改訂を検討	新規	・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルを含めた福祉救援マニュアルを改定する。 ・ 必要に応じて各団体と災害時の協定を締結する。

3-② 多様な主体と協働した防災に備えた取組

○ 新たな課題であるコロナ禍での対応も含め、防災へのつながりを意識した地域の見守り体制づくりを進めます

○ 防災訓練、避難所運営の話し合い等を通じて、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自治会、自主防災会、企業、団体、NPO、社会福祉法人との連携を進めます

○ ケアマネジャーを中心とした専門職と地域住民が協働し、要配慮者を支援するための個別避難計画作成に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
災害時個別避難計画作成と地域住民との災害に備えたネットワークづくり	新規	当事者、家族、支援機関、ケアマネジャーや障がい相談支援専門員などの専門職、地域住民と一緒に災害時個別避難計画を作成し、実際に町内の防災避難訓練に参加する。

第2節

【推進目標2】

共生のまちづくりをめざし、参加の場をつくります（参加支援）

【令和5年度活動趣旨】

数年に渡り続く新型コロナウイルス感染症の影響は、地域社会全体を大きく変化させ、新たな生活困難層を浮き彫りにさせました。地域でのつながりは制限を受け、高齢者はフレイルが顕著になるなどつながりを作り直す支援の充実が喫緊の課題です。

また、ソーシャルディスタンスが当たり前になり、オンラインやインターネット環境の活用が急速に進み、情報の取得が困難になる人も増えました。

地域住民とともに多世代が交流できる拠点づくりや、ひとりひとりに合った社会参加の場面が提供できる活動を推進します。

【アクション4】 **重点**

世代や属性を超えてさまざまな目的や役割で参加できる機会の創出

4-① 多世代交流の拠点づくり

○ 地区活動計画づくりから出た意見やアイデアを活かし、住民主体の拠点づくりにつながる支援を行います

○ 地域住民と地域支え合い推進員、高齢、障がい等の福祉の専門職が協働することで、世代や属性を超えて自由に参加できる多世代交流の拠点づくりをめざします

○ 拠点となる空き家探しと活用方法を地域住民と行政や関係機関とともに検討していきます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
さまざまな拠点における参加の場（役割づくり）を企図した多世代交流の機会づくり	新規	・ 創設された3か所の多世代交流拠点の活動を相互に共有できるよう拠点間のネットワークの充実に取り組む。 ・ 地域における新たな活動の創出に向けた市民活動団体等とのネットワーク強化に向け、地域支え合い推進員が多様な協議の場へ参画する。

4-② ボランティア活動を通じた参加の場づくり

○ 福祉学習やボランティア養成講座を通じて、さまざまな興味・関心や福祉に関する領域等のボランティアの確保と活動の場を広げます

○ 学んだことが地域の身近な場所で活かせるように、ニーズと活動者、活動場所のマッチングに取り組みます

○ 地区活動計画づくりの話し合いの中で、各地区でボランティアと活動をつなげる仕組みについて検討します

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
ボランティア活動者の養成、社会参加のための新たなボランティア活動プログラム開発	拡充	・手話ボランティア養成講座（基礎編）やボランティアことはじめ講座（仮称）の開催を通してボランティア活動の養成に取り組む。 ・個人の興味・関心や特技等の活動意欲を受け止めた、新たな活動プログラムづくりを行う。 ・ひとり一役活動推進事業を活用したボランティア活動者とボランティアを必要とする在宅高齢者のつながりづくりに取り組む。
認知症サポーター養成講座の開催を通して、認知症理解の促進	拡充	・認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座を開催し、認知症高齢者に対する知識の啓発を行う。 ・サポーターを活動につなげる。

4-③ 就労の場づくり

○ 地域住民と保健医療福祉の専門職と協働し、要支援の高齢者やひきこもり当事者が、支えられる側から支える側になれる地域の中での役割づくりに取り組みます

○ 社会福祉法人や企業等と連携・協働し、困りごとを抱える人たちの個別の特性に合わせたり、段階的にステップアップができる働き方が可能なプログラムづくりに取り組みます

○ ボランティア活動センターが中心となって、地域住民や当事者が気軽に参加できる活動プログラムづくりに取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地域で暮らす誰もが役割をもって活動できる場の提供	新規	・市民が「できること・したいこと」を通して、地域での支え合いや社会参加につながる活動の場の創出に取り組む。 ・収入が激減した世帯に対する食糧や生活物品の応急的支援への取り組みを進める。
要支援者等の社会参加の支援	拡充	介護保険サービス等利用の支援だけでなく、「参加支援」を視野に入れ場所の発掘・創設・つなぐことを意識した支援を社協内の他部門と連携して行う。

【アクション5】

人と人、人と場所のつながる仕組みづくり

5-① 地域のお宝さがし

○ 地域支え合い推進員が地域住民と協働し、地域のお宝（人、モノ、場所など）さがしに取り組みます

○ 発見したお宝を地域住民や保健医療福祉の専門職、関係団体等と共有することで生活支援の充実を図ります

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
多様な主体による福祉活動の活性化に向けた活動者同士のネットワーク強化（生活支援体制整備事業の充実）	新規	・高齢者に特化せず、地域におけるさまざまな人にとって居心地の良い居場所を、地域支え合い推進員がフィールドワークによって把握する。 ・活動者同士の情報交換や交流の場づくりを実施する。 ・地域見まもりネットワーク登録事業者と活動者、地域住民等の協働による新たな取組を企画し実施する。

5-② ニーズと活動をつなぐ仕組みづくり

○ お宝を地域の中で共有し、活動したい人と助けてほしい人、活動したい人と拠点などの場所をつなぐコーディネートに取り組みます

○ さまざまな活動者や団体がつながる機会を作ることによってニーズの解決や支え合いの仕組みの充実を図ります

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
「活動したい人」の地域デビュー応援	新規	・ ボランティアな活動の場を探している人と、既存の活動団体等とのマッチングを意図して、「(仮称)一芸披露会」を開催し、活動希望者の活動の場づくりに取り組む。

5-③ 制度の狭間の課題に応じた資源開発

○ 地域活動へのアウトリーチや地区活動計画づくりの話し合いを通して、困りごとを抱えた人の、制度の狭間の課題や地域生活課題を発見し、地域住民や保健医療福祉の専門職、関係団体等とともに解決のための社会資源の開発に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
【重点】 居場所での相談を受け止める体制整備（芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画(3) 参加支援の場づくりの取組（参加支援・地域づくり・アウトリーチ【相談受け止め】））	新規	・ 地域支え合い推進員が出向く、つどいの場等で個別の相談を受け止める体制の整備を進め、聞き取った相談における課題の共有と対応方針の協議を通じた、つどいの場の多機能化を検討する。

【アクション6】

社会福祉法人や介護サービス提供事業所の強みを活かした参加の場づくりの取組

6-① 介護サービス事業による参加の場づくり

○ 社協の介護サービス事業の知識や技術をサロンや勉強会などの場を通じて積極的に地域に還元します

○ 社協の訪問介護や訪問看護の職員が地域に出向く中で、把握した制度外のニーズ等に対応する共生型や就労のための参加の場づくりに取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
介護予防講座の開催等を通して地域住民との交流の機会の確保	新規	・住民向けに介護予防講座を開催し、運動の必要性と正しい運動方法を伝え住民の自助力の向上を目指す。 ・感染対策を取りつつ、行事等のボランティアの受け入れの再開を検討する。 ・認知症の利用者と会話や同行を通して交流してもらう仕組みを作る。

6-② 社会福祉法人による参加の場づくり

○ 社協がデイサービスなどを活用し、さまざまな人が参加できる共生型の居場所を地域で展開していきます

○ ほっとかへんネットの社会福祉法人連携のプラットフォームや、法人所在地の地域での住民や団体との関係を活かして、さまざまな人が参加できる場づくりに取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
社会福祉法人連絡会（ほっとかへんネットあしや）を開催し、地域課題解決の取組を協議	継続	・各法人が抱える課題解決のためのネットワークを構築する。 ・地域課題解決のため、法人と地域がつながるよう働きかける。

第3節

【推進目標3】 相談支援体制の強化を推進します（包括的相談支援）

【令和5年度活動趣旨】

最近はコロナ禍により、若年層、自営業者、ひとり親世帯、外国人など多様な世帯層が支援対象となり、今までの制度や支援内容では対応できない事態となりました。新たな生活困難層を早期に相談に結びつけるには、福祉に関わる多くの住民や関係者が包括的に相談を受け止める体制づくりに臨む必要があります。従来の福祉分野では対応できない困りごとを抱える世帯にとって、社会福祉協議会の役割は大きく、関係機関や行政と連携を取り、新たな生活課題や社会的孤立・孤独の解消に取り組んでまいります。

【アクション7】 **重点**

関係機関等のアウトリーチを含めたより密に連携できる相談支援体制の構築

7-① 多機関協働による相談支援の体制づくり

○ 行政の庁内連携の推進を踏まえて、庁外連携の体制構築に向けて各分野の中核的相談機関による連携に取り組みます

○ 総合相談窓口や各分野の専門機関が分野を横断した「断らない相談」をめざし、複雑化・複合化した課題を抱える人に多機関の専門職が連携した支援を行う体制をつくります

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
【重点】 総合相談連絡会のリノベーションによる多機関協働支援会議の構築（芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画(3) 参加支援の場づくりの取組（参加支援・地域づくり・アウトリーチ【相談受け止め】））	新規	・ 総合相談連絡会のリノベーションによる（仮）多機関協働支援会議を設置し、「重層的支援のチーム会議」の検討を受けて、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯支援に対するアウトリーチや参加支援・地域づくりを多機関で取り組むことができるよう、試行的な取組（事例検討等）を行う。 ・ またリノベーションした会議体機能の確立に取り組む。 ・ 従来からの総合相談連絡会を開催し、支援者同士の顔の見える関係をつくる。

【重点】 ほっとかへんネットワー カーの配置による多機関 協働支援の充実	新規	ほっとかへんネットワー カーを配置し、コロ ナ特例貸付後の生活困窮ニーズの把握と生活 課題解決のための取り組みを進める。
--	----	---

7-② つながり続ける伴走支援

○ 支援が届いていないところへ支援を届けるアウトリーチや、世帯全体の課題やライフステージの変化にも継続して関わりつづける伴走支援を行います

○ 障がいのある人や認知症の人など当事者の会の組織化とその運営支援に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
居場所等での社会とつながるための支援	新規	・生活の困りごとを解決した後に、地域で孤立しないよう役割を持って、地域の行事や活動に参加できるための支援に取り組む。 ・高齢の親とひきこもりの子どもが同居する家族等の社会的に孤立しやすい当事者同士が気軽に交流できる場所やグループの立ち上げ支援に取り組む。
本人に適した社会参加に向けた継続的な伴走支援	新規	・精神疾患や障がいがあり社会的孤立の人に対して、社会参加や障がい福祉サービス、医療へつなげるため伴走的に支援する。

7-③ 地域に広める権利擁護支援

○ 成年後見制度の利用促進や金銭管理の支援など地域で暮らしつづけるために必要な権利を護る支援の体制整備を進めます

○ 市民後見人の養成等を目的とした権利擁護支援者養成研修を実施し地域の中で権利擁護支援の人材を確保します

○ 本人が地域で暮らしつづけるための意思決定支援の体制づくりに向けて、司法の専門職や保健医療福祉の専門職と、地域住民への普及・啓発に取り組めます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
成年後見制度利用促進法に基づいた中核機関としての機能強化	拡充	・ 中核機関としてのセンター機能の周知啓発に取り組む。 ・ 高齢者、障がいのある方への虐待対応の体制強化に取り組む。 ・ 権利擁護支援者養成研修の開催や人材バンクの運営を通しての権利擁護人材を育成する。 ・ 介護サービス相談員及び障がい者福祉施設等相談員活動の実施と資質向上に取り組む。 ・ 市民が権利擁護支援活動に参加しやすい場の提供に取り組む。
意思決定支援についての周知・啓発	拡充	・ 身寄りのない方への支援ニーズアンケートに基づき、入退院時の支援も含めた本人の生活支援をするため、プロジェクトチームを立ち上げ、ハンドブックの完成を目指す。 ・ 成年後見制度や権利擁護支援、虐待の早期発見・早期対応、障がい者差別解消法など、市民や民生委員・児童委員等、福祉専門職、関係機関等の対象者に合わせたテーマ・内容で、普及・啓発に取り組む。
成年後見制度が地域に暮らすことに重点を置いた身上監護を重視した制度として充実する取り組み	拡充	・ 三市（芦屋、西宮、尼崎）合同で、弁護士、司法書士、社会福祉士の三士会及び裁判所との協議会の開催、ネットワーク整備の取り組み。 ・ 後見申立支援、親族後見人支援等に対する体制整備の強化に取り組む。 ・ 法人後見、後見監督人等法人機能強化に取り組む。

【アクション8】

専門職と地域との連携による相談支援体制の強化

8-① 地域の相談力の強化

- 地域の課題発見機能を高めるため、地域の課題や関心に応じた研修会や学習の機会作りを行います
- 社会福祉法人や地域支え合い推進員と連携して身近な地域の相談拠点づくりを行います

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
民生委員・児童委員との連携による相談対応力の向上	拡充	・福祉を高める運動研究会において、対象ケースを専門機関と協議することにより民生委員・児童委員との連携を深め、地域における相談対応力の向上を図る。

8-② 専門職と地域の顔の見える関係づくり

- 見守り活動や居場所等、地域で発見した課題を、保健医療福祉の専門職がしっかりと受け止める仕組みや関係を構築します
- 相談支援から見えてきた地域課題や情報を地域住民と共有し、地域活動の充実に向けた検討の材料とします

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
プラットフォーム型会議の試行的実施(地域、全市)	新規	・地区福祉委員会や試行的に実施する新たなデザインによるプラットフォーム型会議で、専門機関で把握した地域課題を地域住民と共有する。

【アクション9】

相談支援から参加支援につなぐための情報共有と連携の仕組みづくり

9-① 個別支援の課題と参加の場の情報共有

○ 社協内のそれぞれの部署におけるアウトリーチ等から集約された地域特性や地域課題を集約し、社協職員で地域アセスメントに取り組む体制を整備します

○ 地域アセスメントで集約した地域の資源等を、個別相談から上がってくる課題とスムーズにマッチングできるよう、相談支援専門職と地域福祉専門職の情報共有の場を設定します

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
重層的支援のチーム会議設置（芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画(2)個別支援からの課題抽出・資源創出（多機関協働・参加支援・地域づくり））	新規	・参加支援や、地域づくりを意識した重層的支援の視点による、個別ケースの支援方針の検討や個別ケース、各会議体を通じた地域課題の抽出に取り組み、（仮）多機関協働支援会議をはじめとした多機関協働による支援につなぐ。

9-② 地域で見守り続ける伴走支援の仕組みづくり

○ 保健医療福祉の専門職と地域住民が協働し、困りごとを抱えた人が地域で孤立することのないよう、地域の中での役割づくりや参加の場につなぐ支援に取り組めます

○ 参加の場につながった人や、相談支援が終了した人も、必要なときに支援につながれるよう、保健医療福祉の専門職が民生委員・児童委員、福祉推進委員等、地域住民と一緒に寄り添う支援体制の整備を進めます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
個別の困りごとに応じたオーダーメイドのサービス提供と創出	新規	・日常生活を維持するために制度で対応できない課題に、フードドライブ、生活物品等ゆずりあいネットワーク、国際ソロプチミストほほえみ支援などを活用し対応する。 ・新たな個別の生活課題には社会資源の創出を視野に入れて取り組む。

本人がその人らしく暮らせる地域を目指し、地域ケア個別会議を開催	新規	・要支援者等がその人らしく暮らしていけるように、地域ケア個別会議を積極的に開催し、地域住民と専門職が協働し見守り伴走していただける仕組みを作る。
顔の見える関係づくりのため福祉推進委員、民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会開催	新規	・また、地域ケア個別会議がスムーズに開催できるよう、福祉推進委員、民生委員・児童委員、ケアマネジャーとの交流会を持ち連携しやすい関係作りを行う。

第4節

【推進目標4】地域福祉を推進するための社会福祉協議会の体制を強化します

【令和5年度活動趣旨】

地域福祉を推進するためには、職員の人材育成と地域福祉人材の育成が課題です。令和4年度には、3課体制にするなど組織体制の改変に取り組みました。また、福祉情報の発信についても SNS の活用などを検討する必要があります。広報・情報発信に積極的に取り組むことで、人材確保にも取り組みます。

また、災害発生時の対策が大きな課題の一つであると認識し、組織全体として、災害ボランティアセンター設置訓練、BCP 作成、災害時に必要な機材や備品の整備などに取り組み、災害時の組織体制の充実を図ります。

【アクション10】 **重点**

地域共生社会の実現を目指した地域福祉人材の育成・確保

10-①社協職員や市内事業所専門職の人材育成

- 地域が主体の福祉の視点を持った人材となるよう社協職員の育成を進めます
- 市内の保健医療福祉の専門職に向けて、地域福祉の視点を持った専門職を養成する研修プログラムを企画し取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
社協として職員育成計画を作成し、段階的に学べる環境づくり	新規	・社協内部で職員育成研修計画を検討する。 ・他の関係機関と積極的に研修を企画し、参加を呼び掛ける。

10-② 地域活動リーダーの発掘

○ 身近な地域で地域活動のリーダー養成のための講座等を開催することで、人材を発掘するとともに、活動に参加しやすい条件整備等に取り組みます

○ 地域の中の話し合いの場や活動を通して、地域活動リーダーと保健医療福祉の専門職が会う場面を作るとともに、協働して地域活動に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地域活動、団体運営に関する研修の実施	新規	・自治会等の地縁組織、ボランティアグループ等のテーマ型組織のリーダーが、地域活動に取り組むにあたっての課題解決に向けた、研修を実施する。 ・地区福祉委員会正副代表者会において、地域リーダー研修を実施する。

【アクション11】

誰ひとり取り残さないための社協サービスの質の向上と地域福祉との連携

11-① 社協介護等サービスの充実

○ 高齢者、障がいのある人、難病の人、在宅での看取りを希望する人等、さまざまな不安や課題を抱えながらも在宅での生活を続けていくために、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援サービス等を提供し、地域で安心して暮らせる支援の充実に取り組みます

○ ダブルケア、ヤングケアラーなど複数の課題のある世帯の地域生活を支えるため、関係機関等と連携を図りながら、断らないセーフティネット機能として介護サービス等の提供に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
介護サービス利用者にとって有意義な日中活動の提供	新規	三条デイサービス利用者が日中、有意義に活動できるよう、レクリエーションの充実、運動の機会を増やす、本人がやりたいことをサポートする等現場で工夫する体制を作る。
高齢者の総合相談窓口として相談支援の対応力向上	新規	自立支援型地域ケア個別会議・事例検討会等を行い、アセスメント力・対応力の向上を図り適切な支援を行う。
本人が望むタイミングで、サービス利用に結び付くタイムリーな計画相談支援の実施	新規	人材確保や人材育成を通じて、計画相談支援をタイムリーに実施できるように取り組む。
ファミリー・サポート・センター会員増加に向けた取組	新規	ファミリーサポート通信に依頼会員や協力会員の声を積極的に掲載し、会員増に向けた情報発信に取り組む。

11-② 社協介護等サービスと地域福祉・相談支援との融合

○ 社協が実施する訪問介護、訪問看護、重度訪問介護、移動支援等のサービス利用者が制度サービスだけでなく、地域の中で社会の一員としてつながりを持ち続けながら、より豊かな暮らしができるように、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の地域住民と協働して、伴走支援、参加支援に取り組みます

○ 地域の中で安心した暮らしが続けられるように、本人の意思決定を尊重した支援を含めた介護サービス提供に取り組みます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
誰ひとり取り残さないためのサービスと地域福祉との連携	新規	個別支援の中から把握する課題やニーズを社協内地域福祉部門と共有し、民生委員等との協働を進める。

参加支援を視野に入れた地域福祉・相談支援との連携	新規	多世代・多問題世帯に対し参加支援まで視野に入れた対応を地域福祉・相談支援部門が連携し取り組む。
医療的ケア児者への包括的な支援体制の取組	新規	障がい福祉サービスの利用の可否に関わらず、訪問看護事業等と連携し、一人一人にあった地域生活のコーディネートを行う。
子育ての悩みを地域福祉へ展開するための取組	新規	ファミリー・サポート・センター依頼会員や協力会員から聞き取った子育ての悩みを、地区福祉委員会等の既存の福祉団体等と共有する。

【アクション12】社協の組織基盤の強化

12-① 組織のガバナンス強化

○組織内におけるガバナンスの整備とコンプライアンスの強化に取り組めます。

○社協だよりやホームページの充実を図り、社協から地域活動等について積極的に情報発信します。

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
・人員不足解消を目的に、求人・採用活動について、検討・実施し、組織基盤強化を図る。	新規	・人員不足解消を目的に、民間企業の求人・採用活動を研究し、従来実施してこなかった取組を試行的に実施する。
【重点】 情報発信の充実、強化	拡充	・社協だより発行について、内容や発行回数等を含め、検討する。 ・SNS等の活用による地域活動情報の発信。 ・写真など見てわかる報告書の作成に取り組む。

12-② 社協独自事業の開発

○ 地域アセスメントにより、集約された地域課題に基づいて、社協独自事業の見直しと新たな事業活動への展開を進めます

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
地域アセスメント及び個別支援からの共通課題の洗い出しに取り組み、制度では対応できていないニーズと支援策の検討	新規	ニーズに基づいた社会資源開発ができるように、地域アセスメントや個別支援から見える共通課題を洗い出す。

12-③ 財源確保と財務管理

○ 社協会費、共同募金、寄付金等地域活動財源の確保と財源を有効に活用するための仕組みづくりに取り組みます。

○ 組織の健全な経営のための財務管理に取り組みます。

令和5年度取組項目	方向性	取組内容
【重点】 介護保険事業の適切な経営・収支改善を目的として、総務部会で継続議題として協議する。	新規	総務部会を定期的を開催し、部会員から助言・課題を受け、事務局内ワーキングチーム（2課合同会議）で助言の実現検討、課題の改善策検討を行い、総務部会で報告し助言指導を受けるというサイクルを確立し、収支改善に結びつく取組を検討・実施する。
会員会費、寄付申込の様式の検討及び会員会費や寄付金の使途の報告方法について検討する。	新規	会員会費、寄付申込の様式及びその使途について、ホームページやSNSの活用等、広報手段を検討し、周知に取り組む。

